

大阪府 天下り 知事が推薦

写真は毎日新聞9日の社会面に大きな表題の見出し。維新政治の現実にはせまる記事であり、1面と社会面を抜粋して紹介する。

大阪府を退職した幹部職員OBら23人が2022年までの5年間に、通常の手続きを踏まずに外郭団体の「指定出資法人」の役員に再就職していたことが判明。通常は法人が人材を公募するが、「特例」で公募が省略され、府OBのみが再就職できるルートで採用されていた。府は条例で「天下りとの決別」をうたうが、民間人を締め出す特例ルートの実態が明らかになった。



大阪府では、府が一定額を出資する外郭団体を出資指定法人（計20法人）と位置付け、勤続20年以上の退職予定者や職員OBらの再就職を制限している。再就職するにはOBらが府の「人材バンク」に登録する必要があるが、法人側も原則、ハローワークに求人を出すなど民間人が参加できる公募の手続きが義務づけられている。OBらも自ら応募しなければならない。「天下りと完全に決別する」として制定された府職員基本条例（12年施行）などで定められたルールだ。全国でも珍しいこの条例は、既得権益の打破を掲げる地域政党「大阪維新の会」の松井一郎知事（当時）が提案した。こうした公募手続きを経て外郭団体に再就職したOBらは過去5年間で343人に上る。だが、今回判明した23人は別ルートで再就職していた。退職時は危機管理監や議会事務局長などの元幹部らで、法人側が公募をしないまま17年7月～22年6月に「大阪モノレール社長」「大阪府住宅供給公社理事長」といった指定出資法人の役員に就いた。公募手続きなしで府OB幹部らが再就職できる「人的関与」というルートが使われていた。

実際の手続きはこうだ。まず、特定のポストに再就職させる候補者を現職職員が選び、知事が許可する。次に、民間のメンバーでつくる府人事監察委員会が妥当性をチェック。過去に法人側と利害関係のある職に就いていなかったかなどを調べる。委員会に認められれば、知事がその人物を法人側に推薦し、法人が採用するかどうかを最終判断する。特例を定めたガイドラインの運用が始まった2014年以降、19年までは松井知事（当時）、19年以降は吉村知事が推薦役を担っている。

府は「あくまでも採用を決めるのは法人」と説明するが、府は指定出資法人を指導監督する立場にあり、法人の立場は相対的に弱い。内実を知る府関係者は「最大の出資者である府から『知事が決めた人選だ』と持ちかけられれば、法人は断れない」と証言する。実際、過去5年間で知事側の推薦を法人側が受け入れなかった例はないという。

再就職候補者を府が人選して採用を働きかける行為は、条例で禁止されている「あっせん」ではないのか。〈報道に知事が反論し、人材バンク登録府が代行という新記事も〉

(2022年10月15日)